

令和2年3月10日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び 業務の一時中止措置等に係る取扱いについて（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

感染拡大防止に向けた対応については、令和2年2月28日、3月2日及び3月9日付けで建設産業課よりお知らせしているところですが、工事及び業務の一時中止及び検査等については、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 1 一時中止に係る取扱い

#### (1) 工事

「工事一時中止に係るガイドライン（案）広島県（平成27年1月）」に基づき対応することとし、事務処理については、別紙を参考としてください。

#### (2) 業務

土木設計業務等委託契約約款第20条及び共通仕様書に基づき、受注者の責めに帰すことが出来ないものとして、一時中止を認めることとします。

なお、現地作業を中断することにより、現場の維持に係る費用や機械損料（賃料）が発生する場合は、見積りにより対応します。

### 2 打合せ・検査に係る取扱い

#### (1) 打合せについて

情報共有システム、電子メール及び電話等を活用し、可能な範囲で対面で行わないよう配慮することとし、やむを得ず対面で行う場合においても、最小限の人数で対応するとともに、できるだけ広い部屋での実施やマスクの着用等、感染予防対策に努めてください。

また、対面により打合せを行った場合には、参加者を記録に残してください。

#### (2) 対面による検査について

最小限の人数で対応するとともに、できるだけ広い部屋での実施や、マスクの着用等、感染予防対策に努めてください。

また、対面により検査を実施した場合には、参加者を記録に残してください。

#### (3) 対面によらない検査について

業務委託の検査については、受発注者の協議の上、情報共有システムや電話等により対応可能な環境が整う場合には、対面によらず検査が行えることとします。

### 3 技術者の変更に伴う総合評価落札方式に係る取扱い

新型コロナウイルス感染症に伴う影響で技術者の変更を行った場合は、やむを得ない理由に該当することとし、交代した技術者の各得点が、当初の配置した技術者の得点を下回る場合であっても、工事（業務）成績評定の減点を行わないこととします。

【参考】工事の一時中止に係る事務処理フロー

